

統合と「市民社会」

大野, 達司

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

97

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

3

(終了ページ / End Page)

27

(発行年 / Year)

1999-10-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003388>

統合と「市民社会」⁽¹⁾

大野 達 司

一 はじめに

ギデンズは、「市民社会」の再生⁽²⁾を、政府と「市民社会」の協力、地域的イニシアティブの利用を通じたコミュニティ再生、地域的公共領域の保護、コミュニティを基礎とする犯罪防止、民主的家族と標語化している。そこでは、個人主義に対する共同体の重視と、その共同体の民主的構成といった規範的要請に加えて、「市民社会」のもとにそれを構成する二つの位相が存在していることに気づく。一方では国家に対する大きな「市民社会」、それとともにこの大きな「市民社会」に含まれる部分集団としての様々な小さな「市民社会」である。

歴史的には、近代化は、国家的集権化とともに大きな市民社会による市場化・大衆社会化などが小さな「社会」を吸収していく過程であった。だが、市民社会の拡大と拡散——それは同時に主権国家の相対化でもある——に直面して、自立した部分間の緩やかな結合を基礎に、自立的小集団たる「市民社会」から、大きな「市民社会」が組み立てられ、支えられていく重疊的構造を構想しようとする諸議論が登場してきた。こうした「市民社会 Zivilgesellschaft

schaft」論は、経済的個人主義に基づいて解釈された近代市民社会 *bürgerliche Gesellschaft* の一面性を意識して、それ以外の近代的潜勢力を取り出そうとするものといえよう。

ヘーゲル「法の哲学」が定式化したとされる国家と社会の分離は、経済や政治における革命を背景に、政治の国家化と社会の脱政治化・経済化を表現し、政治的ないし国家的状態と市民的状态を分離した。^(a)「欲求の体系」としての市民社会の自立化である。それとともにヘーゲルは、カント的形式主義・普遍主義を批判しつつ、国民を精神的に結びつける有機的な具体的国家共同体を対置して、倫理的生活ないし人倫性をその基礎に据え、政治生活を公共的領域における人倫性の現れとみた。ヘーゲルはポリスの人倫性を改訂して、近代社会の個人的自由を前提としつつも、個人の自由への希求は市民社会では完結せず、合理的に組織された、政治的に主権的な、倫理的共同体たる近代国家において実現されるとした。だがそれは伝統的共同体の再生を目指すものではなく、国民は人倫的共同体たる国家において、法規範をも前提にして自分たちの行動や関係の中で人倫性を示す。これらの規範によって導かれる人々の現実的行動を含む人倫は、守旧的なものではなく、諸制度によって促進される性格や習慣の陶冶という社会的過程の結果、批判的反省と陶冶の結果と位置づけられている。

市民社会は、家族・国家と並ぶ倫理的生活の領域であり、家族・市民社会・国家は弁証法的発展のもとに捉えらる。市民社会では、家族の自然的統一性から離れ、私的生活や経済が中心になる。だがヘーゲルの市民社会は、人々の自己性・道具的関係性にとどまらず、自己利益の追求は市場のように他人の欲求充足との相互依存性にあり、それを通じて人々の自己利益が啓蒙され、自己意識を持ち尊敬に値する社会の構成員をつくり出す固有の倫理性を有しており、合理的に構造化された近代的政治共同体という全体性内部の必然性の契機をなす。このようにヘーゲルの議論

は、市民社会と国家の対置にとどまらず、更にそれを超える地平を示してもいた。⁽⁴⁾ その意味で先のキデنزによる整理も、このヘーゲルの地平の現代的改訂である。

本稿もまたこのような「地平」に関心を寄せるものだが、議論の素材として多かれ少なかれヘーゲル法哲学の影響下で展開された一九世紀後半以降のドイツ公法学を対象に、その現れ的一端を探ってみようとするささやかなものに過ぎない。

むろん、ヘーゲルの影響はこの限られた分野でも一様ではない。たとえばロレンツ・フォン・シュタインは、「国家と社会」という領域の違いを基礎づけ、社会の全体的理解を展開しようとした。⁽⁵⁾ そこでは、第一義的目標である個人の人格の発展は、分業をはじめとする社会の有機的関係の中でしか実現できず、反面でこれは人格発展を社会の中で「使命」たる自らの役割に限定される点で制約を被るとされる。人格発展と社会とは相補性ないし相互制約性の関係に位置づけられた。⁽⁶⁾

だが社会の独自性が認められる一方で、その政治性は否定されもする。初期立憲主義の理論家たちは、この区別を取り入れ経済的に解釈し、議会を利益代表の社会的機関としてのみ見なして、国家機関とは考えなかった。利益の場である社会と公共の場である国家という二分法的理解をそこに見ることができる。非政治化された社会理解は、新たな市民階級が政治に関与するのを妨げるという意味合いを有していた。公法実証主義は、ヘーゲル主義的な哲学的公法学を否定し、法律学としての自立化を目指したが、社会観においては同様の前提に立ち、経済的市民社会と官憲国家とを接合するという政治的効果をもたらした。

公法実証主義の方法的形式主義に対して批判を向けたいわゆるゲルマニストの主張は、その背後にこうした国家

観・社会観に対する政治的批判を有していた。その主張は、方法的にはそのまま受け継がれることは少なかったものの、ヴァイマル時代の新派公法学者に問題提起として共有された。国家観次元では、上述のカント主義に対するヘーゲル主義という図式が、ここでは国民主義や国家的共同性の擁護として一つの焦点をなしていた。市民社会と国家の二分法、そしてそれを克服する契機に関して、論者のヘーゲル評価は内在するどの側面に依拠するかによって一様ではないが、総じて市民社会の理解と位置づけがそれを左右するひとつの尺度になっていたと見ることができよう。

二一 ヴァイマル期における方法問題と市民社会

市民社会批判

ヴァイマル期のドイツは、社会国家的要素を含む当時先進的な民主的な体制として出発したが、敗戦後社会の不安要因と政治的不安定を背景に、成立当初からこの新たな憲法体制は左右からさまざまな批判を被ることになった。社会国家原理を市民社会の発展的維持と捉える立場もあったものの、市民社会批判が時代の流れをつかんでいた。一方で旧所有市民層に対する世代的批判、また、イギリスをモデルとする市民社会や個人主義に対する国民主義的批判、これらと批判の対象を同じくしながらも、死滅すべき国家と共犯関係にあるものとしての市民社会に対する左派からの批判などがあげられる。これらは世界観総体に対する批判であったため、いわゆる市民社会の成立過程のなかで獲得されたさまざまな価値に関して、その意義が十分に再検討されることなく否定的な態度がとられたり、軽視されることもしばしばであった。

これらの批判のなかでもっともよく知られているのは、カール・シュミットのそれである。シュミットは市民社会がもたらした個人主義・多元主義が、政治構造の統一性や安定性を脆弱化し、また利益を基礎原理とするこの社会構造が本来の「政治」の喪失を招いたという。それを典型的に表現しているのが、多党制的に分断された議會制だとした。事実、ヴァイマル体制の脆弱性の原因が、当時の議會が抱えるこのような難点にあるという指摘は、事実認識の限りでは的を射ていた。社会を吸収する制度である議會制は、一九世紀的自由主義の産物であり、討論によって真理に至りうるとする信仰が失われた現在、このような「政治」を担保しうるものではないとされた。大衆社会化に伴う価値原理たる利益に対して公共性を志向する「政治」の必要性は、すでにトクヴィルやミルも指摘していたが、友と敵の区別をメルクマールとするシュミットの「政治」概念は、強固な主権概念と結びつくことによって、独特の様相を示した。

ともあれ、このような議會制批判が広く受け入れられたのは、それが時代の雰囲気を的確につかんでいたからであり、たとえば国家と社会の捉え方についてはシュミットと対極の理解を示すルドルフ・スメントも、現状の議會制には同様の診断を下していたのである。⁽⁸⁾

議會制民主主義と方法論

しかし、ヴァイマル民主制下の公法学・政治学は反議會制一色に塗り込められていたわけではもちろんなく、ケルゼンやヘラーは、こうした「危機」を前にしても、議會制民主主義にはそれを克服しうる潜在力があるとみていた。ケルゼンは民主制を、多元的社会から国家を自己組織化して、政治的統合をもたらす技術的手段と捉える。⁽⁹⁾ヘラー

も、議会制を通じて実質的な法治国家をめざす社会の自己「組織化」として統合の過程を捉え、さらに社会内部の諸過程にも目を向けようとした。

もっとも、この両者については、このような議会制に対する態度と方法論とは相関せず、ねじれも見られ、国家的ないし社会的現実に対するスタンスに方法的対立は対応しない。議会制民主主義を志向するケルゼン、ヘラーは対立関係にあるし、議会制批判者であるシュミットとスメントもわかりである。

その点は別にしても、法実証主義をめぐる方法論争は、同時に市民社会をめぐる論争でもあった。精神科学的方法に依拠し、国家と社会の二元論・国家と個人の対立を克服しようとする政治的方法はこの「政治性」に自覚のないし直接的であった。問題はこのような新しい批判的傾向が、右に見た意味での「潜勢力」をくみ取り得たか、またどのようにくみ取ったかである。

多くの論者は、ラーバントの公法実証主義の延長線上にあると見られていたケルゼンに対する批判という点では、共同戦線を布いていた。国家学や法学における「現実」とのつながりを回復しようとするのが、批判者たちのねらいである。この点にゲルマニストの遺産がある。

一方、ケルゼンは、ラーバントをさらに突き詰め、科学たる法学認識と自らの政治的選択たる議会制民主主義論の間を区別し、両者の論理必然的関連を否定していた。だが、この立場そのものの「政治性」に批判が向けられた。論争の出発点は、独立した規範科学として、完結した規範相互の体系を論理的に説明しようとする「科学」としての法学をめざすケルゼンの「純粋法学」に対して、その形式的普遍性が現実の国家・社会・法と乖離を来しているという批判を様々な論者が繰り広げたところにある。批判者たちはニュアンスの違いはあれ、何らかの意味での国家的統一

性をもたらさうような国法学的理論を展開する必要があると考えた。だが、批判にさらされたケルゼンの法体系論もまた、法体系の完結性を弁証することにより、その国家—法秩序というテーゼを通じて、国家の統一性を示そうとする試みでもあった。

このようなテーゼに多くの論者は真っ向から反対した。規範秩序としての国家には、本来の政治的性格が欠落している。その欠落を生んだ原因を、シュミットやヘラーといった批判者は、方法論的にケルゼン流の形式主義は主観と客観との対立図式に固執するものであり、対象の現実的性格を捉えない「国家なき国家学」に終わってしまったところにもみる。他方で、形式主義的客観主義は、その基礎を世界から離脱させる内在哲学の一表現形態であり、政治的には無政府主義的な個人主義の表明であって、ケルゼンの方法はこの面においても実質的秩序の再建にとって無効だと断じた。この点ではスメントやカウフマンといった、政治的選択において反対の立場にある論者も軌を一にする。こ

こでも概ねその図式は——シュミットについては妥当しないが——新カント主義に対するヘーゲル主義といえよう。⁽¹⁰⁾

主観面での個人主義と、客観面での法則主義的自由主義やその延長線上にある平和主義は、理想主義的な市民社会の理念の産物だとしばしば批判された。階級や世界観の対立に脅かされたヴァイマル共和国の現実が、このような批判の背景を形づくっていたことはいうまでもない。したがって結論を先取りすると、「市民社会」に固有の論理が内在的に把握される余地は現実的でなく、社会の統一性を担保するものとしての「国家」の固有性、つまり国家の「統合」を理論的に保障するところに関心は集約された。⁽¹¹⁾この「統合」の理論的性格が以下の論述での鍵概念となる。その中心に位置するのはスメントの「統合理論」である。スメントは統合過程を憲法の本質とし、国家生活の中心過程および核心と見ていた。国家は、目標志向的な社会的諸利益の技術的組織化にとどまらず、現実的で精神的な生活の、

精神的行為の意味的統一体である。スメントは、自分の有機的アプローチがケルゼンの実証主義の純粹規範主義を克服し、現実有機体としての国家を国家理論にもたらし、と考えていた。

三 有機体論と市民社会

ヴァイマル国法学の反形式主義的傾向は、国家・法の政治的側面や実質的要素とのつながりを復活させようとするものであったが、帝政期における公法実証主義に対するゲルマニストたちの批判はそれに先んずるものであった。公法実証主義に対して、社会的現実との関連を重視し、その中で法律学的概念形成を捉え直す必要を説いたのである。それは公法の領域では、「政治」とのつながりを復活させるところにあり、また国家と個人とに引き裂かれた関係性を有機的に再構成しようとするものであった。方法的側面での「有機的」アプローチについては、スメントやカウフマン、あるいはプロイスのように少なからずその影響下にある論者がいる反面で、ヘラーのようにその「疑似科学性」を糾弾する批判者もある。

もっとも、広くこの立場に属する人たちのなかでも、政治的傾向は同一ではない。有機的関係の結節点をどこに置くかにより、生み出される、もしくは背景にしている社会像は正反対のものとなりうるからである。ギールケやヘネルのようなその主唱者たちは自由主義の伝統と結びつき、さらにプロイスがこれをヴァイマル民主制の方向決定に展開したのに対して、スメントやカウフマンのような若い世代は、保守的な方向で有機体としての国家概念を取り上げた。若き「有機体論」法学者たちの政治学における保守性は、第一次大戦期の現状に対する盲目的擁護に現れている。

彼らは歴史的連続性を重視し、正統性の観点から政治構造の改革を批判していた。それは議会制に対する批判に反映されている。⁽¹²⁾

さて、ここでは政治的傾向の問題はひとまず置き、有機的方法をさらに突き詰めようとしたスメントの方法論の位置を確認しておきたい。

統合概念と方法論

一九世紀後半における社会学やゲルマニストの公法学は、相互作用に依拠し、統合された社会形象を自立した超人格的統一体と捉え、それを合理的な合意による統合と他方の繰り返される分化の過程と見ていた。法学上のゲルマニストたちは、方法的な公法実証主義との対立関係から、国家団体の実在性を強調した。

スメントの「統合理論」も一面その延長線上で、国家的統一の問題を「自己組織化」的観点から展開したが、ゲルマニストに見られる国家団体の実体化を不徹底とみて、動態的過程の中で捉えようとした。そこで重要な手がかりとなったのが、我と汝の関係から出発するリットの精神科学的社会学だった。それによれば、社会形象は体験の関連、精神的統一形成と理解される。これは機能主義的な相互作用の社会学と異なる全体論的枠組みである。⁽¹⁴⁾ 精神と社会の現実から、実体的固定点の指定を排除するわけである。

このような方法論の帰結として、「数多性における統一性」という課題を実現すべく、スメントは国家を構造と捉え、構造によって保障される、関係構造の連関に統一性を見る。それにより、国家の「実体化」というゲルマニストらの難点を克服しようとしたのだが、構造に焦点が当てられた結果、統一性そのものの内容からは、具体的諸価値

や諸秩序が脱落する。本来、これらを脱落させたままで統一体を再生産するのは、手統的な統合の様式（機能的統合）だが、そのためには基礎的価値から独立した同質性を形成する統一化機能を示さねばならない。だがスメントはこうした方向を取らない。⁽¹⁶⁾ 議会制その他の機能的統合様式の機能不全がスメント理論の出発点にあるからである。スメントいうところの「動態的」理論が理解する「生の連関」としての国家は、統合の一契機として統一体の手統的再生産の側面があるとはいえ、それは最終的に、こうした動態的意思形成の過程ではなく、その背後に控える静態的な価値共同体に遡及することになる。

ところで、現象学的方法論における我と汝の関係は、本来そのまま国家と個人ないし市民との関係に横滑りさせることはできない。それをスメントに可能にしたのは、「体験」を中心とした関係理解であり、それは対面的関係を越えた次元で、現実中存在する——つまり社会的な——対立を否定し、国家共同体へと回収する仕組みをもたらすものであった。

国家の統一の体験は、価値全体性の経験であり、共同体は事実として存在するだけでなく、理念と不可分の関係に位置づけられる。個人と国家・共同体の関係でいえば、国旗、国章、国家元首（ことに君主）、政治的儀式、国民的称揚といった象徴を通じて、個人は自分の全体性を創造するとともに、それによって創造される。象徴は市民に特別の強さをもって、象徴化された内容を経験可能にする。この「物的統合」は、⁽¹⁷⁾ 国家共同体を実現し、またそれによって実現される諸価値からなる。価値は統合の一契機に位置づけられる。

社会の位置

スメントは統合過程そのものを国家と等置し、国家学・国法学に固有の概念として統合を自立させた。それは国家と政治との等置でもあり、ケルゼンらとは反対に、社会内部の多元的諸勢力がもつ政治的意味は否定され、それらは国家に吸収される。この多元的諸勢力を媒介する組織である議会制の現状に対する批判は、このような基本図式なかに含まれているといえよう。

国家と政治との等置という点では、同じく議会制批判者であるシュミットの、友と敵の区別に見る政治概念とも対立する。結合あるいは分離、連合あるいは分裂という強度という「政治的なるもの」¹⁸は、特定の実体的関係を指すものではなく、国家内部における政治的対立の可能性を含蓄する。シュミットは、社会の国家化、国家の社会化という事態に対して、国家と社会を対立的に捉え、国家の権威を維持しようとした。もはや形而上学的な基本確信を前提とし得ないなかで、意思統一体として国家を再構成しようとする点では両者の方向性に——統一体の内容と位置を度外視すればケルゼンやヘラーも——違いはない。シュミットは統一体を新たに基礎づけようとし、一時的な統一の確立を目指したのだが、スメントは所与のものであり、さらに手続を通じて再生産される「生の連関」の統一体に依拠した。スメントは例外状態への志向が内包する極端化を回避したが、その一方で、分裂に至り得る対立を含まない「常態」としての国家と社会の「生の連関」を前提とした。このようにスメント的統合では、現実社会と理念とは統一されるため、統一体の内実につき、シュミットよりもはるかに高い水準の要求が掲げられる。

個人と集団、自我と国家の間の「弁証法的理解」は、国家を体験の総体として位置づけることになったが、これは承認とか相互作用に国家の正統性の契機をもとめる議論から生ずる難点に対する批判的解答である。それは政治的に

混沌とした時代における国家的常態の再生をねらいとしている。だが、統合理論にいう「統合」は過程と捉えられ、実体化が回避されているとはいえ、何らかの既存の共同体との結びつきを基礎にせざるをえない。

スメントは、社会化したヴァイマル国家とその国政を利己的で公共心の欠けたものと捉え、⁽¹⁹⁾憲法は多元性の組織、究極的には政治的諸集団の無政府的並存の組織化、休戦状態ないし階級闘争における戦略的状态に陥っているとみた。そのため、完全な政治的対立の中に落ち込んだ人民に、彼は人倫的に国家に結びつけられた市民モデルを対置し、打開策とした。具体的に、このように人倫的に国家に結びつけられた市民とは、大衆社会化した二〇世紀の新しいタイプではない。それを具体的に示すにあたって、一九世紀的教養市民が一つの準拠点とされた。⁽²⁰⁾ここに市民とは、統合された国家公民であり、自らの政治的実存をもっぱら直接国家において体験する。⁽²¹⁾統合理論は、共同体の優位と個人⁽²²⁾の適応義務を前提条件とする。

シュミットもいうように、スメントの統合理論は、「社会の諸勢力が：自分自身を国家として組織することを託され、…もはや既存の国家に統合されるのではなく、国家自身が統合される」⁽²²⁾ものである。これは一見すると社会の自律性を出発点としていながら、結果的にはその反対の帰結をもたらす。国家が全体的な「精神的⁽²³⁾生活共同体」となれば、国家と社会の絶対的区別は無意味である。個人と共同体とは統合理論において直接に結合され、「社会」は国家に吸収され、個人はそこで人格的に自己形成する。⁽²³⁾「社会[Gesellschaft]」概念は、第二次大戦終結までスメントにはほとんど見られない。これは、個人主義的な利益社会と Gesellschaft が理解されていたことにもよるだろうが、概念の欠落は思想内容の特質を表現しているように思われる。シュミットが、統合理論を国家の自己組織化的性格と捉え、それに懐疑的なもの、スメントとは異なる社会と対置された国家観に発する。

国家的統合は社会的集團形成を排除し、国家的共同体は、異質性に対立する同質性を意味する。スメントにとって人民はそれ自体として政治的に存在するものではなく、政治的人民としてのその存在を与えるものは、第一にその時々の政治的綜合である。この綜合の中で人民は繰り返し国家的現実として実在するようになる。かくして小さな「社会」の占めるべき場は失われる。彼が示す統合の具体例はこうした全体化的性格を示唆する。⁽²⁴⁾

ヘラーは、ファシズムの「社团的国家」が「独裁の隠蔽」にのみ諸団体を利用していたと捉えていたが、⁽²⁵⁾「統合」理論にはこのような問題点に対する批判的観点が欠落している。スメントは、統合をもってファシズム国家を支持したわけではないが、解体に対する統合の必要性を求めるあまり、ヘラーも指摘するように、「統合」の一面化ないし実体化がもたらす危険性に配慮が欠けていた。このように生きた国民共同体たる基盤として、少なくとも理論的にファシズム国家にひかれていたという事実は、ヘラーの評価と比較するとき、スメント統合理論に見られる「公共性」志向の反「社会」的特質を示すものである。

四 社会と諸社会

以上見てきたように、社会の側での自己組織は、シュミットにせよスメントにせよ、批判対象であった。国家と社会の統一と区別される社会の自己組織化は、国家と社会との媒介の問題に定位する。この問題を見ていく上で、中間団体の位置づけは媒介の性格を決する。

ヴァイマル期に至れば、この媒介団体としてまず政党があげられる。しかし、この政党こそ、社会の多元性の問題

点を代表するものと捉えられ、議會制批判と同列に位置していた。シュミットは政党政治を社会の一般的政治化の表現形式、国家を消滅に追いやる社会的自己組織化の担い手とみた。⁽²⁶⁾ 政党をはじめとする諸集団はいずれも広い意味での利益集団である。それぞれが全体化に向かうその膨張傾向は国内的対立の原因であり、それに依拠する政党政治は、包括的で内政的な諸対立を相対化する国家の存在を空洞化する危険性を与えるとされる。

シュミットは、社会や経済の多元的集団が自己利益を国家に反映させようとする「国家の社会化」、もしくは「社会の政治化」を批判した。階級対立により基盤を失った再現前⁽²⁷⁾は、治者と被治者の同一性という民主制原理にその再生が求められ⁽²⁸⁾、多元的社会はこれに逆行するものと捉えられた。

それに対応して、あるいはその欠落を埋めるべく、シュミットは専制的行政国家をもって、社会の全体化に対抗する国家の全体化として国家的統一の組織的基礎を回復しようとした。行政国家の性格は、市民社会の政治的意味を剥奪しながら、中間団体を集権的に吸収するところにあり、自治体をはじめとする団体の自律性は損なわれた。国家と市民社会を対立的に捉えようとする彼とその学派の立場は、諸社会との関係では否定的に作用した。

国家観において対立するスメントも、この諸社会の存在とそれによる媒介の意義に関しては、同様の立場に立つ。スメントは、このようなシュミットの多元主義分析に同意しているが、政党について独立して論じていない。統合理論において政党が固有のテーマとならないのは、統合理論が社会的諸分化の契機を取り込んでいない、もしくは取り込もうとしていないという方法論的問題と重なり合う。このようにヴァイマル公法学の「新派」では、社会内部の組織的構成に関心が向けられず、むしろ社会のこうした側面こそ、ヴァイマル国家の存立を脅かすものと捉えられていた。

ところで、今少し時間を遡ると、ゲルマニストであり、ギールケの有機体論の流れを汲むフーコー・プロイスは、多元論に立つ民主的統合概念を提示していた。その構想がどれだけ反映されたかはともかく、周知のように、プロイスはヴァイマル憲法の起草者である。

彼は一九世紀末ドイツの社会の「遅れ」を批判的に捉え、その克服を中間団体の都市型再生を起爆剤にして、国民国家ドイツの統一を目指そうとした。彼はビスマルクの官憲国家と違った形でライヒを構築する基礎として、ライヒ、ラント、市町村を本質的に同種の公的領域団体と捉え、「自治行政を通じた分権化」をめざした。⁽²⁹⁾ プロイスはラーバント等公法実証主義の官憲国家と結びついた市民社会を批判して、「市民社会」への転轍を目指していた。

自治団体の位置づけに関しては、グナイスト的な伝統的原理は、国家の人倫性というヘーゲル的国家観の一面を受け継ぎ、名誉職的に市民が自治に参加し、それにより政治的に陶冶されるという図式を示していた。もともとヘーゲルは、市民社会と国家の現実的組織における媒介を、団体を基礎とした代表制の構成のなかで示していた。分業により生み出される社会集団は、その構成員の倫理的特徴を醸成する。この過程は更に、共通の目的を目指す意識的な努力のための組織化された機会を提供する団体に進み、家族とともに市民社会に根づいた国家の第二の倫理的基盤となる。⁽³⁰⁾ 人々が政治的舞台に上がるのは、主に団体の使節ないし身分制議会の構成員としてである。このような代表制は、政治的国家とその普遍的利益が市民社会の関心の一部をなしていることをあらわしていた。ヘーゲルはこのように人倫的なものと理解された国家の全体像のなかで、そこへと上昇的に向かう一契機として、中間団体の媒介的役割を位置づけていた。

だが、プロイスの見るところ、「伝統的原理」は、国家と市民社会の分離ドグマに依拠し、官憲的国家行政に対し

て「経済的」自治行政を対置し、後者の政治性を剝奪した。それは、一九世紀後半におけるドイツ・プロイセンの政治的現実のなかで、絶対主義的秩序を存続させ、自治行政への政治的干渉を許していたといわれる。⁽³¹⁾ 現実の自治体行政には、中央・地方の行政システムが二重に存在し、中央行政への「従属」関係が自治体に浸透していた。実質的にも国家は自治行政体に対する監督にとどまらず、地方行政・統治に干渉しようとしていたのである。

プロイスは領域団体の本質的平等性論をもって、このように理解した旧官憲的警察国家から「主権性」を剝奪した。そこで自治体は、古典的自由主義における国家と社会の二分法に即して、社会の「単なる」経済的活動の領域を代表するものではやなく、民主化とともに政治的機能を帯びる。それに対応して、プロイスは「自治行政」に代えて、イギリス流に「自己統治」という表現を用いる。⁽³²⁾ プロイスにとり、全国家システムの議會制的国民国家、national self-governmentとしての再構成が、地方から国家全体までを組み上げる基礎構造なのであり、⁽³³⁾ 自治体の自由への志向とともに、ドイツの統一国家化を基本的信条としていた。この一見相反する観点も、ラントの割拠主義や旧体制の残存するなかで、ライヒへの集権を通じてこれらを押さえ込もうとする共通の目標から出たものといえよう。

プロイスは憲法への覚え書きに、「ドイツ共和国は、政治的総体としてのドイツ人民の自己組織としてのみ現れる。この基本思想は、社会化の進展という革命に対応した思想の性格によってしか強められない」と記した。⁽³⁴⁾ このような共和国は、理念的に彼のいうゲノツセンシャフト原理に対応する。⁽³⁵⁾ プロイスは官憲国家と独占資本主義との共生関係を見据えつつ、ヴァイマル憲法によって、「社会」思想が全国的に実現されるよう期待していた。⁽³⁶⁾ ヴァイマル体制の成立とともに国家全体が民主化・法治国家化された後には、「分権化された統一国家」のなかで都市介入主義はライヒ・ラントと共存しつつ自律的に営まれると期待していた。

それでは、このような民主的体制の実質化と、国家と社会の媒介問題は、ケルゼンやヘラーといった、ヴァイマル議会制擁護者のなかではどのように現れていたのだろうか。

ケルゼンの「存在と当為の二元論」は、当為たる法規範と存在たる政治や社会とを断絶させるものとして、批判の収斂点であった。だがケルゼンは、この二元論とは理論的水準を異にするものの、「法生産」過程という手続論を純粋法学の中で展開している。それは「社会が国家の中に移される」地点である。この領域に対応する上記の「法の生産論」がモデル化した契約と命令という意思決定様式の分類図式を、彼の民主制論は具体的状況での現実化として政策的に展開していた。民主制論のケルゼンは、政党を「公共関係を構成する上に及ぼす現実的影響を確保するために意見の同じものを結合するもの」と、とらえ、国民的意思形成に至る過程に位置づけていた。それは孤立した個人を政治的目標の観点で共同社会に統合するものであり、現実の民主制にとって不可欠とするのである。⁴⁷⁾ この統合は、ケルゼンのいう諸力の合力としての妥協であり、その前提にある社会には利害対立があることが前提である、ないしより健全であると見ている。これを理論上消し去るのは幻想であり、有機的共同体の理念も全体利益の詐称、現実問題に対して存在に代えて当為を持ち出しているに過ぎない、と批判する。これは方法二元論からする反批判である。

このように、国家的意思に社会的意思を取り込む過程に関心を向け、実質的にこの媒介問題を論じながらも、方法的制約のためもあり、ケルゼンは「国家意思の生産」を社会的性質のものとし、これを法理論の枠外に位置づけ、両者の断絶面を維持した。³⁸⁾ これにより、規範秩序としての国家に対して、意志・事実の領域である社会はくり出されてしまった。そのため、この二元論はこの両者を媒介する「論理」の欠落をもたらした。

有機体論に対して方法的に同様の批判を加えるヘラーは、市民社会における諸団体を個別利害に動かされたもの

と基本的に捉え、それが共同利益に向けられるとき、市民社会を改革する運動に連なっていく、と主張する。⁽³⁹⁾ そのめざす国家像は社会的法治国家だが、それは社会的同質性に支えられた政治的民主制であり、ここに社会的同質性とは、⁽⁴⁰⁾ 経済をはじめとする不平等の是正によって獲得される、階級対立の克服を内容としている。

ヘラーやケルゼンのように、国家を機能的にとらえ直すとき、そこには「市民社会」理論的方向に進む萌芽があると見てよいだろう。もちろん彼らも、国民国家を基本的な単位とする枠組みで「統合」を考えてはいた。だが、その内実において、「統合」に対抗する「多元性」をも国家論ないし社会論に組み込もうとしていた。このような統合を相対化する契機は、国際関係における協調志向と結びついている。ケルゼンの規範体系としての国家理解は、国際法秩序の優位につながる理論的傾向を内在させているし、領域的決定統一体としての国家の主権性を強調するヘラーも、国際的平和主義をそのまま受け入れることはしないが、少なくとも文化的共有性を基礎にしたヨーロッパ共同体を志向していた。⁽⁴¹⁾

五 おわりに

シュミットは、友／敵の集団形成を基礎に、政治的統一が存在するという事実だけを重視し、この統一のそれ以外の特徴は軽視する。「あらゆる実存する政治的統一は、その価値と実存理由をもつ」⁽⁴²⁾。シュミットにおける人間集団を結合する強度としての「友」と類似して、統合は、それ以上の正統化を要しない共同体体験の強度を示す。スメントは政治的統一の構成と維持に際して政治的闘争の意義を重視せず、共同体の存在そのものに関心を向けたが、そのこ

とが統合に関する内容的メルクマールを捨象させた。

ケルゼンやヘラーのみならず、ゲルマニストとして出発し、存在論へと転換したカウフマンは、国家の正統化問題が欠落しているが故に、最も野蛮な不法国家すら政治的統一へと統合されうるといい、統合価値は価値ではない、とステメントを批判する。⁽⁴³⁾ ステメントの統合的國家のモデルも、付け加えればシュミットの権威的國家も、「権威的不法國家」ではない。だが、カウフマン的に価値論による統合を対置することのアクチュアリティはともかく、これらの理論は、多様な社会的関心の組織化には対立するため、いかにして國家が政治的に統合されない社会を統合しうるのかについては開かれたままである。國家の次元で、内容を持たない、しかし強い統合を要求することは、統合の集中と過剰性、ないし公共性の肥大化をもたらすのではないか。これらの思想では、國家的次元と國際的次元ないし社会内的次元に「統合」を分散させていく契機は整合的に取りこみにくい。

プロイスは、ステメントが批判した「相互作用」の方法論に依拠するが、それは共同体形成の論理であり、個人から國際団体に至るまで、内的自己意識と対外的対立とが弁証法的に展開していく構図を示している。⁽⁴⁴⁾ そこでは共同体意識としての自己意識を強化する象徴の問題性にまで射程が及んでいる。対立と協調の相關關係のなかで共同体が拡張されていく構図は、単純な平和主義ではなく、同時に対立の不可避性を前提にしている。また、この発展を支えるのは、人々の「社交性」といった道徳的資質だけではなく、經濟その他の自己利益に立つ關係性でもある。プロイスはこのような發展の動因として、カント的な孤立した個人ではなく、歴史や共同体のなかの個人を位置づけ、それにより「世界市民的構想」の理想主義を現実的可能性の中に置き入れようとするのである。その一方で、歴史の發展方向としてカントにならいつつ「共和主義」を掲げ、国内的な構成員・構成団体の自由と平等が、國際的共同体に至る条

件であるとする。都市介入主義は、その基盤を物質的にも精神的にも形成する役割を担うものである。このようにナショナリズムと国際主義との緊張関係を発展過程の中に置き入れ、相対化し、共存させていく⁽⁴⁵⁾。プロイスによる国家ないし支配団体の主権性に対する批判は、こうした見通しの下に提起されたものである。

ヴァイマル体制とそれを取り巻く状況はプロイスが期待したようには「市民社会」化されなかった。ヴァイマル国法学での市民社会批判は、大衆社会化した状況に対しこの市民社会を当てはめる。それらは国家と社会を対置して国家を守るか、さもなければ国家への吸収により問題解決を目指すため、社会の批判は同時にそれに対する国家の側に統一の基礎を求める方向をとることになる。その背景に国家的解体に対する危機感があったのはいうまでもない。だが既に見たように、この図式をそのまま用いること自体が、実際には特定の政治的傾向を内在させ、自らの描いた図式のもとに現実の一面を切り出すことになった。社会的諸団体と国家、さらには国際団体との本質的相違を否定するプロイス的立場は、一九世紀的自由主義の残滓ととらえられた⁽⁴⁶⁾。

プロイスが自由主義的な、そしてそう表現してよければ「市民社会」論的な構想を提起し得たのは、経済的自由主義と官憲国家との共存という事態を前にして、その批判を通じて新たな体制の可能性を探りうる、流動化した時代に理論を組み立てたからである。団体の自治を積み上げ、対立も含めた水平的コミュニケーションの中から垂直的秩序を作り上げていくというモデルは、社会の進化に期待を寄せる、ある種ユートピア的主張であったのかもしれない。それが自らの憲法構想の中で、部分的にせよ実現されたとき、それはすでに批判対象とされていた。その批判者たちの論難からは、いわゆる「危機」状況における「市民社会」理念の展開がいかに困難ないし不安を引き起こすものであるかを受け取ることができる。憲法秩序の成立にもかかわらず、「流動性」は「無秩序」に向かう奔流へと流れ込

んでしまい、それを押しとどめることはできなかった。

今日では新たな市民間ネットワークが、公共体組織の外部に広がりがつつある。それらを紐帯としてこのモザイクに指針を与えていくことは、新たな「市民社会」論の課題ということになるだろう。

- (1) 本稿は大橋智之輔先生のご退職記念号に合わせて執筆したにもかかわらず、時間的制約のため、既発表の拙稿と重なる部分があるほか、多くの点で不十分な形となっていました。大橋先生にはこの場を借りてお詫びしたい。なお、『市民社会の法哲学』（今井弘道編著、近刊予定）所収の拙稿にて、この点を補いたい。なお、以下「市民社会」は *Zivilgesellschaft*、市民社会を *bürgerliche Gesellschaft* の訳語とする。
- (2) Anthony Giddens, *The Third Way* (1998), p. 79.
- (3) 以下のクレーメルに関する議論は Z.A. Palczynski (ed.), *The State and Civil Society* (1984), Manfred Riedel, *Bürgerliche Gesellschaft und Staat bei Hegel* (1970), 『クレーメルにおける市民社会と国家』（池田・平野訳）を参照。
- (4) 市民社会の概念は、ブルジョア社会を意味するマルクスの社会理論の基礎概念として、批判的に受容されたが、後には教条主義的マルクス主義によるヘーゲルとの断絶に対して、グラムシやフランクフルト学派による再評価がなされた。メンヒンはこのような流れに与しつつ、現代産業社会の発展を促進した社会文化的現象の複雑性に対する洞察、規範、経済、社会の諸構造間の関係に関する構想に関して、ヘーゲル法哲学の今日的意義を評価している。 Cf. Seyla Benhabib, "Obligation, contract and exchange: on the significance of Hegel's abstract right", in: *The State & Civil Society*, p. 150-177.
- (5) もっともシュタインは、社会が財貨の秩序として本質的に規定されていることを確認するとともに、国家意思への参加を個人の自己実現の上で重視してもおり、その点では個人と国家意思の関係を分裂的に捉えるわけではない。
- (6) シュタイン『社会の概念と運動法則（一八九四年）』（森田勉訳、一九二二頁、三〇頁）。
- (7) 非公共的ブルジョア（シュミット）に対する「天職としての市民」（スメント）とどうような対立図式もそれをあらわしている。 Gerd Winter, "Das Recht der Risikogesellschaft", in: *Kritische Justiz*, Jg. 31 Heft 4, (1998), S. 523f. Smend, "Bürger und Bourgeois im deutschen Staatsrecht" (1938), in: ders., *Staatsrechtliche Abhandlungen* (1994), S. 309ff.

- (8) スメントは、プロイセン三級選挙制の改革はドイツ憲法体制の連邦制の基礎を破壊するだろう、行政合理化は体制の核心的機関である連邦参議院の基礎を揺り崩すだろう、と主張している。また、一九一六年には、ライヒ議會を一八七一年憲法の有機的側面を含み得ない「合理主義的」組織であると批判し、ライヒ議會が一九一八年以降はるかに重要な地位を占めるようになる、議會は単に異質な相対立する利益集団からなるに過ぎず、國民を實質的に統合し得ないとした。Rudolf Smend, "Ungezeichnetes Verfassungsrecht im monarchischen Bundesstaat" (1916), in: *Staatsrechtliche Abhandlungen*, S. 249. スメントの議會制批判は、*ニルンベルク四年早へ* "Die Verschiebung der konstitutionellen Ordnung durch die Verhältniswahl" (1919), in: S.A., S. 60-67 によられてゐる。
- (9) Hans Kelsen, "Vom Wesen und Wert der Demokratie", in: *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik* 47 (1920), S. 75. 「民主制の本質は価値」(長尾龍一訳)、『ネウマン論』所収 三三頁。
- (10) Wolfgang Kersting, "Neuhegelianismus und Weimarer Staatsrechtslehre", in: Carstens/Knauer (Hg.), *Der Wille zur Demokratie* (1998), S. 195-218.
- (11) これは国際関係における主権理解に反映する。理論史的にも主権國家認識は主体把握の問題と同型的に論じられることが多い。ヴァイマル社会の現状が国際社会の現状と何らかの形で重ね合わされうとするなら、批判者たちのいう対象に即した方法の選択の必要性は、この領域においても意味があるといわねばならない。
- (12) 一九一六年にスメントは、一八七一年憲法の連邦制を構成国首長間の信頼と友情という「不文の法」に依拠せしめた。ドイツ帝國におけるライヒ議會は形式的な列挙された権利義務を主張していたので、スメントは、その議會制代表は連邦参議院の有機的機能を包含し得ないと主張した。だが、これは体制変革期の一時的な守旧的態度にとどまるものではなく、一九一八年にも、彼は一八七一年憲法を「統合的憲法の完全な例」とし、ビスマルクの「憲法政策術」直観的明晰性と、ヴァイマル憲法創造者の憲法政策を比較している。Vgl. Stefan Korioth, *Integration und Bundesstaat* (1990), S. 142.
- (13) Vgl. Korioth, *Integration und Bundesstaat*, S. 126ff.
- (14) 「弁証法的構造としてのみ、精神世界の全体は理解される。固定点間の関係とか相互作用にそれを解体しようとするのは、通説的社会学の無駄な努力であった」。Smend, *Verfassung und Verfassungsrecht*, in: S.A., S. 127.
- (15) Kay Waechter, *Studien zum Gedanken der Einheit des Staates* (1993), S. 80-81.
- (16) 一例として、スメントは法西斯主義正統化によってトッソリーニのローマ進軍がもつ神話的重要性に言及している。スメントはイ

- タリア・ファシズムを「直接的統合」の例と理解する。ファシズムは、自由主義とか議會制よりも大衆民主主義の条件にとってより意味があり、ローカルリズム、軍事主義、そして神話が今日民主制の大衆市民が必要とする技術である」とする。Smend, *Verfassung und Verfassungsrecht*, in: S.A., S. 163.
- (17) 物的統合の過程では、「誰もが象徴化された価値内容を『自分が理解した』ように、その定式や制定が不可避的にもたらすような緊張や矛盾もなしに体験でき、同時に誰もがそれを全体的完全性として、他の仕方では到達し得ない仕方では体験する」。Smend, *Verfassung und Verfassungsrecht*, in: S.A., S. 164.
- (18) Carl Schmitt, *Der Begriff des Politischen* (1932), S. 27. 「政治的なものの概念」(田中・原田訳)、一五頁。
- (19) Smend, "Bürger und Bourgeois im deutschen Staatsrecht", in: S.A., S. 309ff.
- (20) Smend, "Bürger und Bourgeois im deutschen Staatsrecht", S. 310; 312.
- (21) Smend, "Bürger und Bourgeois im deutschen Staatsrecht", S. 324.
- (22) Schmitt, Hugo Preuss (1930), S. 21. 「フーナー・プロイヌ」(上原行雄訳)、『危機の政治理論』所収、一六五頁。
- (23) Smend, *Verfassung und Verfassungsrecht*, in: S.A., S. 132. Vgl. Koriath, *Integration und Bundesstaat*, S. 145ff.
- (24) 物的統合と並ぶ類型として、人的統合と機能的統合がある。人的統合は、指導者を通じて生ずるような、社会的及び精神的にそこで展開するような生活形態であるとされる。例えば君主の人格は人民全体を体現し統合する。彼は単に技術的ないし実践的な活動にのみ関与すべきではなく、自分の創造的人格を通じて自分の個人たる主体を形成し、それを通じて国民の自己認知を作り直していく。一九一八年以降、スメントは別のものが君主の地位を占めるべきだと主張した。機能的統合も、同じように有機的な社会総合に向けられている。彼の挙げる機能的統合の例は、選挙、組織されたダンス、体操、行進と多岐にわたるものを含んでいる。彼が特に関心を向けるのは、仕事とリズムの関係、そして個人の生産性を高めるべく労働者とその労働との間に精神的統一を作り出す労働心理学的営為である。
- (25) Hermann Heller, *Europa und der Faschismus* (1924), in: ders., *Gesammelte Schriften*, Bd. II, S. 594f.
- (26) Schmitt, *Der Hüter der Verfassung* (1931), S. 82.
- (27) Schmitt, *Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus* (1923), 6. Aufl., 1985. 「現代議會主義の精神的状況」(樋口陽一訳)、『危機の政治理論』所収、四九頁以下。
- (28) この同一性としての民主制定義が、シュミットの理論枠組みと整合性を持つのかどうかには議論がある。国家と社会の分離という

古典的臣民主義の枠組みにシムニットが立つたすれば、この定義は彼の支持するものとはなりえない。他方、この同一性——治者と被治者の同一性は、彼の親ナチスの立場と適合しているからである。

(25) フロイヌとシムニット学系の自治観についての、拙稿「積極国家と分権化された統一国家——ヴァイマル期ドイツ法思想の一断面」『法政学』1997、20世紀の法哲学』所収、二五三頁以下。

(26) Hegel, Philosophie des Rechts, § 255.

(27) Günther Gillissen, Hugo Preuss (Inaugural-Dissertation Zur Erlangung der Doktorwürde der Philosophischen Fakultät der Albert-Ludwigs-Universität zu Freiburg i. Br., 1955), S. 85-86.

(28) Hugo Preuss, "Ein Jahrhundert städtischer Verfassungsentwicklung" (1908), in: ders., Staat, Recht und Freiheit, S. 45.

(29) 兼二帝政期プロローグとロマンチックな町を治める国家の諸権は自治体への過度の介入を招くほどに強固な原則をもち、かつ「Zur Verwaltungsorganisation größerer Städte」, in: Hille, (1913), S. 759. 国の領域高維 (Gemeinde, Staat, Reich als Gebietskörperschaft (1889), S. 406) への自治体諸権 (Zur Verwaltungsorganisation, S. 759) による権限配分上の原則を承認している。

(30) Preuss, "Denkschrift zum Entwurf des allgemeinen Teils der Reichsverfassung vom 3. Januar 1919", in: Staat, Recht und Freiheit, S. 370.

(31) Preuss, "Die Bedeutung der demokratischen Republik für den sozialen Gedanken" (1925), in: Staat, Recht und Freiheit, S. 489.

(32) Preuss, "Die Bedeutung der demokratischen Republik für den sozialen Gedanken", S. 493. 行政機構の複雑化との関係で「Staatsverwaltungsreform und Selbstverwaltungsreform」, in: Deutsche Gemeinde-Zeitung, 62. Jg. 3. Februar 1923, S. 53.

(33) Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie, 2. Aufl., (1929), S. 19-21. 「プロミンの特質と価値」(西崎芳) 四九一—五二頁。

(34) Kelsen, Hauptprobleme der Staatsrechtslehre, 2. Aufl., S. 468f. 参照「クリストフ・ミュラー」市民社会、政治システム、人民主権——ロンドン・カラーによる「諸概念の再建」』カラー『主権論』(大野・住吉・山崎訳) 所収、二二三頁以下、二三三頁。同論文は多くの点で参考とした。「法生産論」につき、拙稿「ワイマル期国法学における方法と主体の問題」『神奈川法学』第二十八巻 第二・三合併号、一頁以下。

(35) Heller, Staatslehre (1934), in: G.S., Bd. III, S. 212. 『國家論』(安部舟説) 一七八頁。

- (40) Heller, "Politische Demokratie und soziale Homogenität" (1928), in: G.S., Bd. II, S. 421ff. 「政治的民主制と社会的同質性」『国家学の危機』(今井・大野・山崎訳)所収、九三頁以下。
- (41) Heller, Gespräch zweier Friedensfreunde (1924), in: G.S., Bd. I, S. 421ff.
- (42) Schmitt, Verfassungslehre (1928), S. 22. 『憲法論』(岡部・村上訳)一四〇頁。もともと最近では、国際(法)関係に対するシュミットのリアルな認識だけでなく、そこにヨーロッパ統合的契機が読み込まれることもある。原田武夫「統合」の進展と現象及び概念としての「国家」の今日的意義『政治経済史學』第三四九號一頁以下は「普通法」を人権と読み替え国内外の統合に至る可能性に接合しようとする。Jean-François Kervégan, "Carl Schmitt and World Unity", in: Chantal Mouffe (ed.), *The Challenge of Carl Schmitt* (1999), p. 54-74 は肯定的。ちなみに、シュミットは「国際法規を國法の一部とするシューマイル憲法第四条をめぐる」後述するプロイス的な国際(法)関係ないし国際組織認識について「国際法団体への融合のような「幻想」を意味するのではなく、一般的な国際法に対する忠実を強調したものの理解している。Verfassungslehre, S. 73. 『憲法論』九三頁。当面の条文解釈としてはシュミットのように理解するはかないだろうが、両者には基礎にある思想の性格、団体の重層性・相対性やそれに向かう歴史的方向の認識に関して大きな相違がある。
- (43) Erich Kaufmann, *Gesammelte Schriften*, Bd. III, S. XXXIV ff.
- (44) Preuss, *Nationaler Gegensatz und internationale Gemeinschaft* (1918).
- (45) 上述のハラーの立場も、このようなカント主義とヘーゲル主義の相克の中から示されたものである。
- (46) Schmitt, Hugo Preuss, S. 20. 「フーコー・プロイス」一六四頁。Heller, *Die Souveränität* (1927), in: G.S., Bd. II, S. 46. クレー『法律論』一一四頁。Smeid, *Die politische Gewalt im Verfassungsstaat und das Problem der Staatsform* (1923), in: S.A., S. 83.